

鎌倉市告示第 140 号

令和 8 年 10 月 1 日付け、会計管理者の事務の一部を現金分任出納員への委任することについて告示した事項について、次のとおり訂正する。

令和 8 年 10 月 7 日

鎌倉市長 松尾 崇



正		誤	
ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち農業委員会事務局の所掌事務に係るもの	農業委員会事務局 現金分任出納員 吉牟田 康平	ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち農業委員会事務局の所掌事務に係るもの	農業委員会事務局 現金分任出納員 吉牟田 康平
イ 所管する事務事業に係る雑入		イ 所管する事務事業に係る雑入	